

# 特別支援学校の卒後における自立の課題

～ 社会福祉サービスの役割を中心にして～

藤 井 渉

Fujii, Wataru

## 抄録

本稿では、障害者の自立にとって重大な課題となる、特別支援学校の卒後の問題を取り上げ、職業的自立をめぐる社会福祉サービスの役割を中心に課題の明確化を行った。職業的自立にとって第一に課題となるのは就労である。特別支援学校卒後の就労率が何によって影響を受けるのか、それを過去の推移や産業構造との関連において分析を試みることで、就労の機会拡大に求められる課題を導き出した。そして、就労が困難な障害者にとっては、社会福祉サービスによる日中活動の場への移行が重要となる。そこで、進路未定者と社会福祉サービスとの関連に着目し、そのなかで社会福祉サービスがどのような役割を担ってきたかを検討した。これらを俯瞰し、特別支援学校の卒後における障害児の職業的自立の課題を指摘した。

キーワード：障害児の自立、特別支援学校、卒後、社会福祉サービス

## はじめに

障害者の自立にとって、特別支援学校を卒業する段階で、いかに就労や進学、社会福祉サービス等への移行が行えるかは、重要な課題であるといえる。現状として、2009年における特別支援学校高等部の卒後の進学率は3.1%である。したがって、障害児にとって特別支援学校の卒業は同時に教育段階を終える時期であり、教育の場から労働生活の場へと移行する重大な節目に当たる。

自立概念に踏み込むと、前提している障害種別や程度によってその在り方が異なり、様々な意味を含み込んで使われている概念であることがわかる<sup>1)</sup>。ここでは、特別支援学校から次の居場所への移行をめぐる卒後の問題を取り上げ、障害児の卒後における職業的自立の課題について、社会福祉サービスの役割を中心に明らかにすることを目的としたい。この場合における職業的自立とは、雇用契約にもとづく就労<sup>2)</sup>、いわゆる一般就労にもとづく自立であり、福祉的就労は含めない。特別支援学校卒後の職業的自立の課題について、社会福祉サービスの役割を中心にした社会科学的な分析を試みた研究は、管見の限り見当たらない<sup>3)</sup>。そこで、本論では文部科学省による『学校基本調査報告』を用いながら、職業的自立の課題として次の点について分析を試みる。第一に、職業的自立にとって課題となるのは就労である。

そのため、特別支援学校卒後の就労率が何によって影響を受けるのか、それを過去の推移や産業構造との関連において分析を試みることで、就労の機会拡大に求められる課題を導き出す。第二に、就労が困難な障害者にとっては、社会福祉サービスによる日中活動の場への移行が重要となる。ここでは、進路未定者と社会福祉サービスとの関連に着目し、社会福祉がどの程度まで対応できているかを検討し、課題を明らかにする。

なお、本論では歴史的な角度から考察を行うなかで、特別支援学校の旧体制となる盲・聾・養護学校における学校種別の比較分析も行うため、現行法で使用されている特別支援学校の名称を便宜的に盲・聾・養護学校に統一して使用する。また、本論で取り扱う研究対象は盲・聾・養護学校のみであり、統合教育が進められている昨今では高等学校卒業障害児の分析も不可欠であるが、その点については別の機会にあらためたい。

### 第1節 盲・聾・養護学校卒後の動向

この節では、盲・聾・養護学校卒後の現状と推移を見ることによって、卒後の状況がどのように変化してきたかを明らかにする。

#### (1) 盲・聾・養護学校卒後の現状

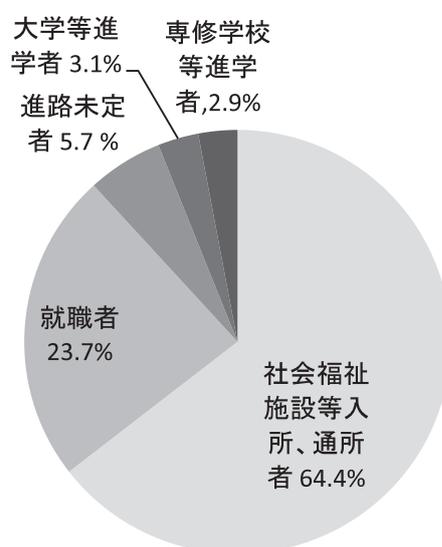
盲・聾・養護学校卒後の現状について、文部省による『学校基本調査報告』を用いて整理したのが表1および図1である。

表1 盲・聾・養護学校卒後の現状

	盲学校					聾学校				
	大学・専修学校等進学率 ※2		就職者 ※3	社会福祉施設等入所・通所者	進路未定者(無業者) ※4	大学・専修学校等進学率		就職者	社会福祉施設入所・通所者	進路未定者(無業者)
	大学等進学者	専修学校等進学者				大学等進学者	専修学校等進学者			
実数	142	13	96	209	42	176	30	159	68	20
%	28.3	2.6	19.1	41.6	8.4	38.9	6.6	35.1	15.0	4.4
	養護学校					盲・聾・養護学校				
	大学・専修学校等進学率		就職者	社会福祉施設入所・通所者	進路未定者(無業者)	大学・専修学校等進学率		就職者	社会福祉施設入所・通所者	進路未定者
	大学等進学者	専修学校等進学者				大学等進学者	専修学校等進学者			
実数	144	398	3,292	9,362	795	462	441	3,547	9,639	857
%	1.0	2.8	23.5	66.8	5.7	3.1	2.9	23.7	64.4	5.7

- ※ 1 文部科学省『平成 21 年度版 学校基本調査報告』より筆者が作成した。
- ※ 2 大学・専修学校等進学率には高等部専攻科を含む。専修学校等進学者には、専修学校(専門課程)進学者、専修学校(一般課程)等入学者、公共職業能力開発施設等入学者を含めている。以下、本論で用いている専修学校等進学者はこれと同じである。
- ※ 3 就職者とは、「給与、賃金、利潤、報酬その他経常的収入を得る仕事に就くこと」(文部科学省『平成 21 年度 学校基本調査報告書』、972 頁)である。以下、本論で用いている就職者とはこれと同じである。
- ※ 4 進路未定者(無業者)とは、『学校基本調査報告』の統計項目の「左記以外の者」から「『左記以外の者』のうち社会福祉施設等入所、通所者数」を差し引いた数値である。以下、本論で用いている進路未定者とはこれと同じである。

図 1 盲・聾・養護学校卒後の現状



※ 1 文部科学省『平成 21 年度版 学校基本調査報告』より筆者が作成した。

2009 年の一般の高等学校の就職率<sup>4)</sup>は 18.2%であるが<sup>5)</sup>、表 1 によれば、盲・聾・養護学校の就職率は 23.7%であり、盲・聾・養護学校の就職率は高等学校に比べて高い。反対に、2009 年の高等学校の進学率は 68.6%であるが<sup>6)</sup>、盲・聾・養護学校はわずか 6.0%である。しかも、盲・聾・養護学校の大学等進学率および専修学校進学率の内実は、盲・聾・養護学校の高等部専攻科がほとんどである。したがって、盲・聾・養護学校の進学は一般にいう大学や短大などへの進学ではない。盲・聾・養護学校卒後における就職や進学以外に目を向けると、社会福祉施設等入所、通所率<sup>7)</sup>が 64.4%に昇っており、進路未定率は 5.7%である。

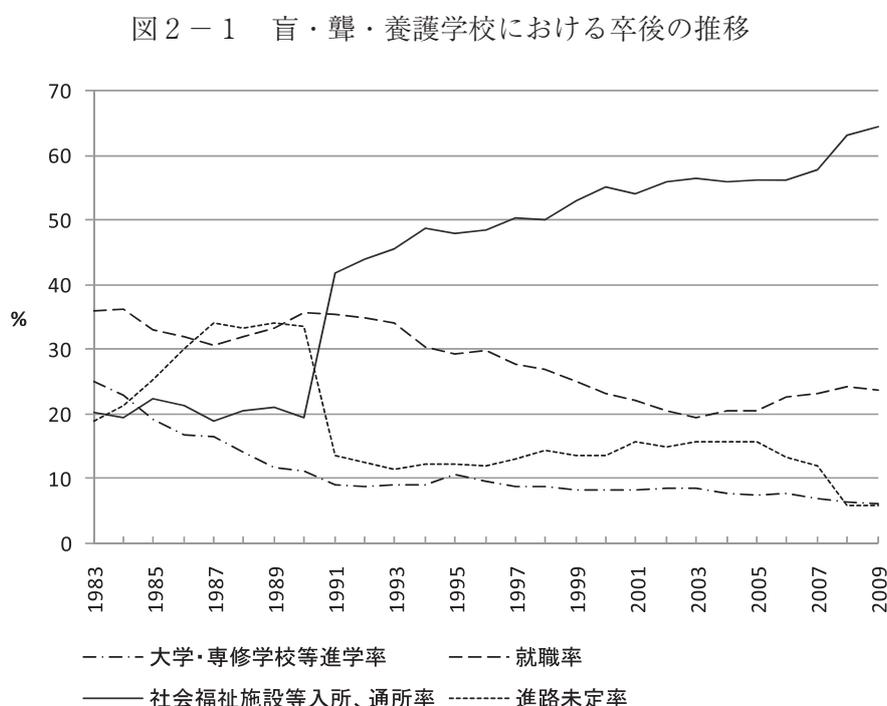
学校種別で見ると、聾学校では、盲・聾・養護学校中、就職率・進学率は最も高く、それぞれ 35.1%・45.5%である。盲学校では、進学率 30.9%、就職率 19.1%に対し、社会福祉施設等入所、通所率が 41.6%と高くなっている。全卒業生数の圧倒的多数は養護学校卒業生で占められている。養護学校では、就職率が 23.5%と盲学校より高い反面、進学率は 3.87%

ときわめて小数で、社会福祉施設等入所、通所率は盲・聾・養護学校のなかで最も高い66.8%である。聾学校ではより高等学校に近い状況にあるのに対し、養護学校はきわめて進学率が低く、もっぱら卒後の受け皿となっているのは社会福祉施設等入所、通所である。この差は、聴覚障害がより社会適応が可能な状況を反映しているといえる。

このように、盲・聾・養護学校卒後の現状は、高等学校に比べて就職率はやや高い水準にあるものの、進学率は圧倒的に低く、中心的な卒後の受け皿となっているのは社会福祉施設等入所、通所であることがわかる。そして、その傾向は養護学校が顕著である。

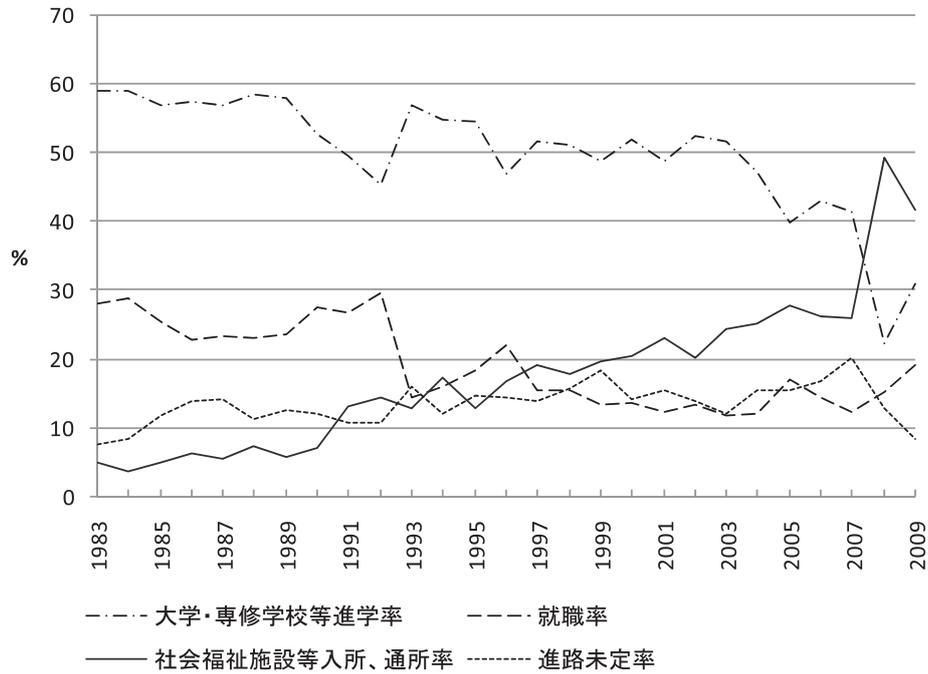
## (2) 盲・聾・養護学校卒後の推移

次に、盲・聾・養護学校卒後の推移を示したのが図2である。



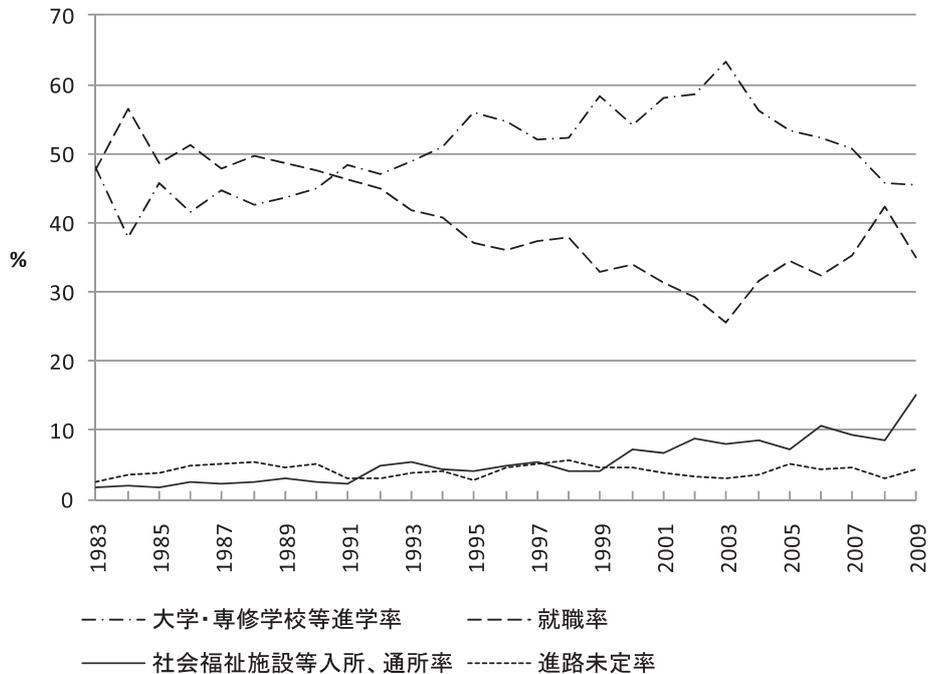
- ※1 文部科学省『学校基本調査報告』（昭和58年～平成21年）より筆者が作成した。
- ※2 各項目の値は盲・聾・養護学校全卒業生数からその割合を算出したものである。
- ※3 社会福祉施設等入所、通所率の1990年までの値は、「児童福祉施設・医療機関入所」の名称で統計が採られていたものを使用している。以下、図2-2から図2-4まで同様である。

図2-2 盲学校における卒後の推移



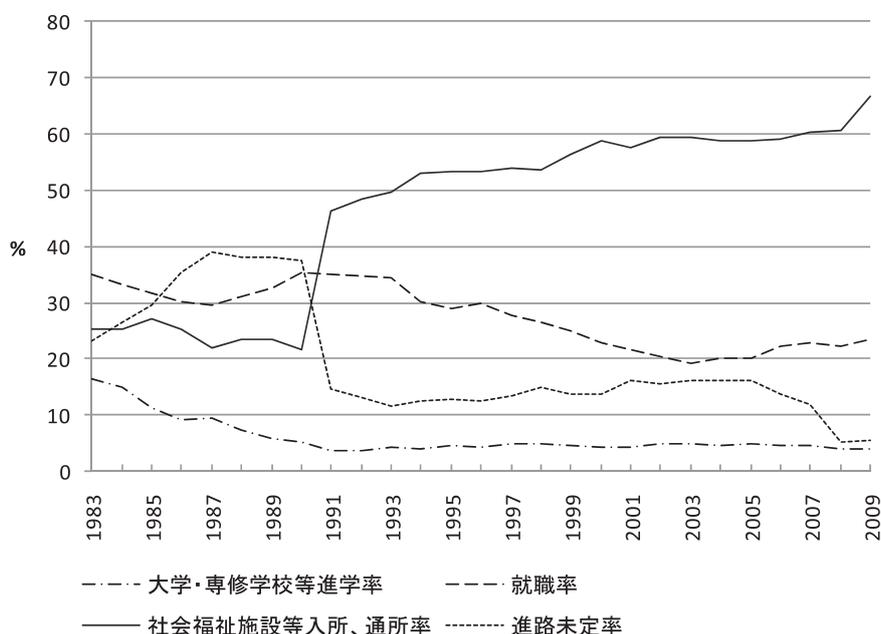
※1 出典は図2-1と同じ。

図2-3 聾学校における卒後の推移



※1 出典は図2-1と同じ。

図2-4 養護学校における卒後の推移



※1 出典は図2-1と同じ。

図2-1で示された各項目の歴年変化の特徴は次の3点である。

第一に、盲・聾・養護学校の就職率は、1994年までは30%台を維持するが、1995年以降減少し続け、2003年には1984年に比べて半分近くの19.4%にまで落ち込んでいるのが分かる。その後、2008年に24.3%にまで回復し、現在に至っている。

第二に、進路未定率は、統計の採り方が変更される1990年までを除いて見ると、2007年までおおむね12～15%を推移するが、2008年で5.9%にまで急激に減少している。1990年前後に大きく数値が変動しているが、このときの変動は後の述べる通り統計の採り方が変更されたことがいえる。

第三に、社会福祉施設等入所、通所率<sup>8)</sup>は、1991年から2007年まで41.8～57.8%まで漸増し、2008年でさらに顕著に上昇し、60%台を上回っている。

社会福祉施設等入所、通所率の増大は、どこからきているのだろうか。1990年まで10%台と低く、1991年より急激に増加している主たる要因は、社会福祉施設等入所、通所の内訳に授産施設および更生施設が加えられるなど、統計の採り方が変わったことがいえる。1991～2006年までの動きを見ると、進路未定率は変わらないまま、就職率が下がっている。したがって、就職率の低下が社会福祉施設等入所、通所率を押し上げたのである。2007～2009年の動きに注目すると、就職率がやや上昇するとともに、社会福祉施設等入所、通所率が顕著に増大した一方、進学率は1.0%減少しただけで、進路未定率は12.3%から6.2%まで半減している。それまで進路未定にあった者の多くは、社会福祉施設等入所、通所へと移行していったものと思われる。

次に、図2-2から図2-4に示した学校種別ごとの状況を見てみる。

まず、盲学校では進学率と就職率が下がってきた一方で、社会福祉施設等入所、通所率が上昇している。もともと盲学校は進学率が聾・養護学校に比べて最も高かったが、1983～2009年の間に28.0%も下がってきた。進路未定率は10%台を維持し、やや上昇傾向にあったが、2008年を境に半減している。聾学校では進学率が高く、2003年に63.4%まで上昇し、その後45.5%まで減少している。就職率は1984年の56.4%をピークに2003年の25.5%まで下がり続け、その後回復している。進路未定率は3～5%を維持し、盲・聾・養護学校中最も低水準にある。盲・聾・養護学校卒業生数の圧倒数を占める養護学校では、進学率が1983年では16.3%という水準にあったが、1989年までに5.7%まで落ち込み、その後4～5%前後の水準にある。就職率も1983年では35.0%にあったものが2003年の19.3%をピークに減少を続け、その後回復傾向を見せている。進路未定率は1991年以降は盲学校と同水準にあった。盲・聾・養護学校のいずれの学校種でも、就職率は減少傾向にあり、社会福祉施設等入所、通所率が增大する傾向にあった<sup>9)</sup>。

このように、盲・聾・養護学校卒後の推移を整理すると、就職率にとっては1992年周辺および2003年が転換期になっていることが指摘できる。卒後の三分の一を占めていた就職率は、1992年より減少を続けたことにより五分の一までその割合を減らすが、2003年を境に改善の傾向に転じてきた。その一方で、就職率や進路未定率の減少は、社会福祉施設等入所、通所率を押し上げ、最も中心的な受け皿に上りつめてきた。この傾向はより近年に顕著になり、2008年には進路未定率が半減し、社会福祉施設等入所、通所率はその半減した数値を吸収するように上昇した。そのことの一つの原因に、一般社会の雇用の変化が考えられる。次にそのことを見てみたい。

## 第2節 就職率の推移と雇用情勢

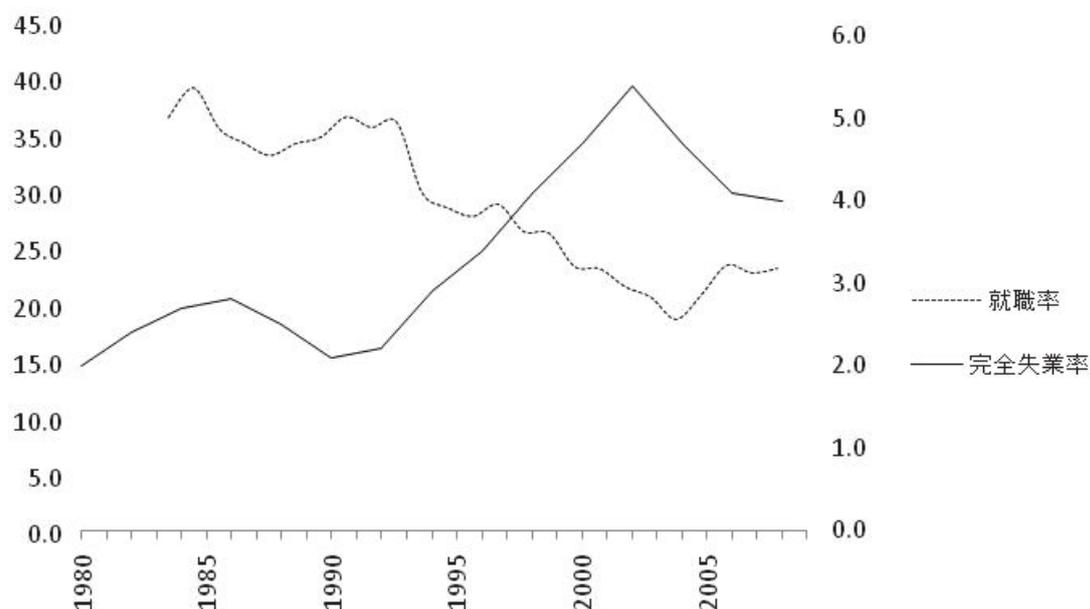
ここでは、前節で明らかとなった盲・聾・養護学校の卒後の推移から、職業的自立にとって重大な数値となる就職率を取り上げ、就職率は何によって影響を受けてきたかを分析する。一般の雇用情勢との関係に着目するため、高等学校の就職率、失業率、産業構造との関係を取り上げて検討したい。

### (1) 高等学校と盲・聾・養護学校の就職率

1991年は、バブル経済が崩壊の方向を辿りだし、その後日本経済が大きく収縮していく節目にある。そのなかで、高等学校の就職率は、一定的に完全失業率との相関関係を持ちながら推移してきている。図3は、完全失業率との比較を示したものである。グラフの推移を見る限り、バブル崩壊後、高まる完全失業率と高等学校の就職率は同調して下がってきていることから、高等学校の就職率の低下は雇用情勢の悪化が関係していることが読み取れる。こ

のことを踏まえながら、以下では盲・聾・養護学校卒業後への影響を考えてみる。

図3 高等学校就職率と完全失業率

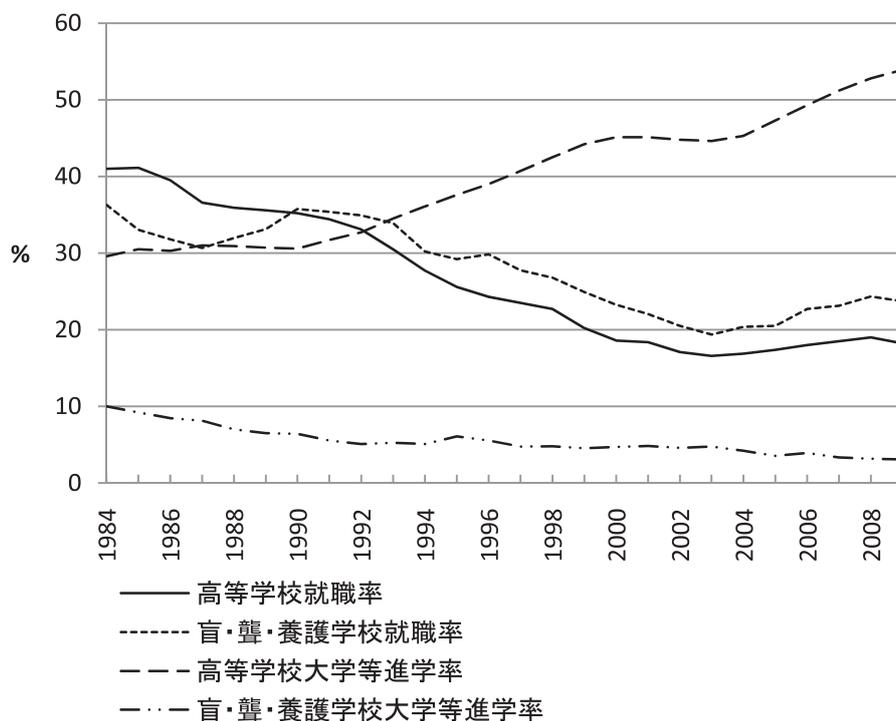


※1 文部科学省『学校基本調査報告書』（昭和58年～平成21年）および総務省統計局『労働力調査年報』（平成元年～平成20年）より筆者が作成した。

※2 左縦軸が就職率に対応し、右縦軸が完全失業率に対応している。

高等学校の就職率と盲・聾・養護学校の就職率との比較を現したグラフが図4である。このグラフを見る限り、盲・聾・養護学校の就職率は高等学校の就職率の低下に引っ張られてきた傾向が指摘できる。盲・聾・養護学校の就職率は、高等学校就職率が大きく落ち込んでいった1991～2000年に減少し、2003年以降からは、高等学校の就職率の漸増と期を同じくして増えている。ただし、高等学校の就職率の低下は、進学率へと吸収されてきたのに対し、盲・聾・養護学校では進学率は上昇してこなかった。

図4 高等学校と盲・聾・養護学校の就職率と進学率



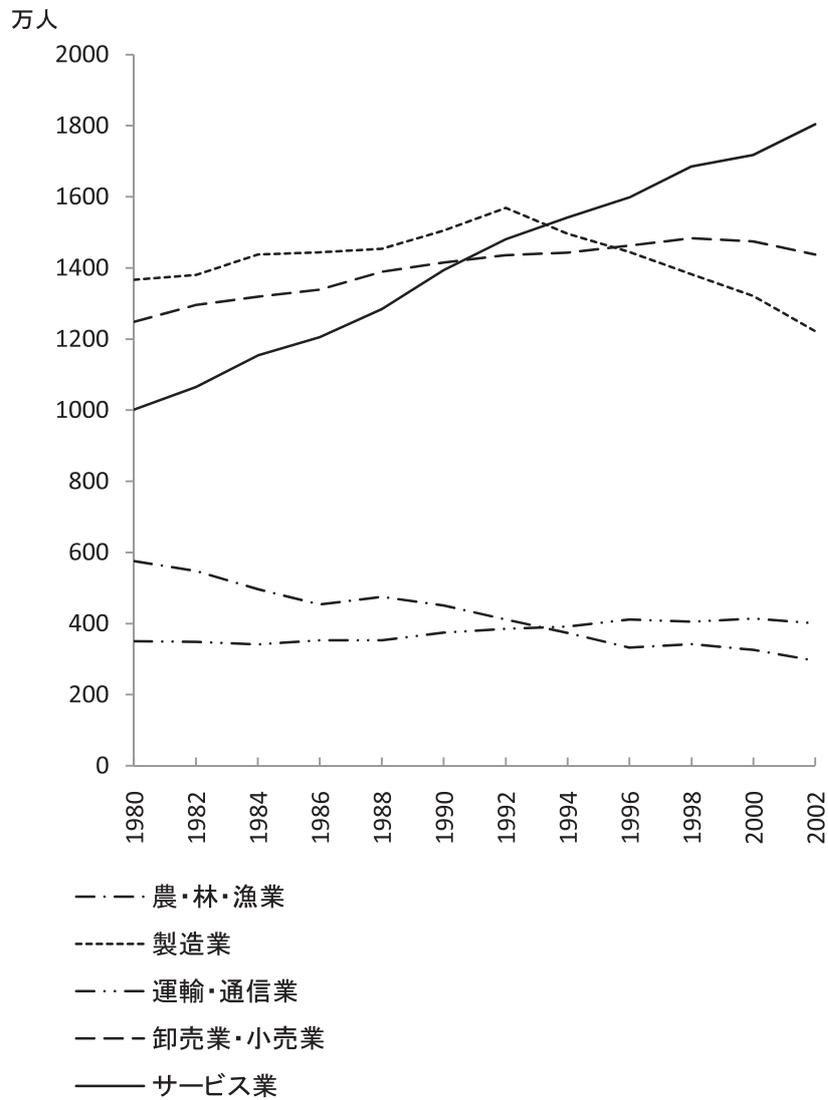
※1 文部科学省『学校基本調査報告書』（昭和59年～平成21年）より筆者が作成した。

## (2) 産業構造の変化による影響

雇用の枠は、基本的には経済の成長と産業構造によって規定される。次に、産業構造との関係について見てみる。

近年の産業構造は周知のように製造業からサービス業へと移り変わってきている。図5は産業別の就業者数の推移を示し、図6は産業別の養護学校卒後の就労者数の推移を示したものである。

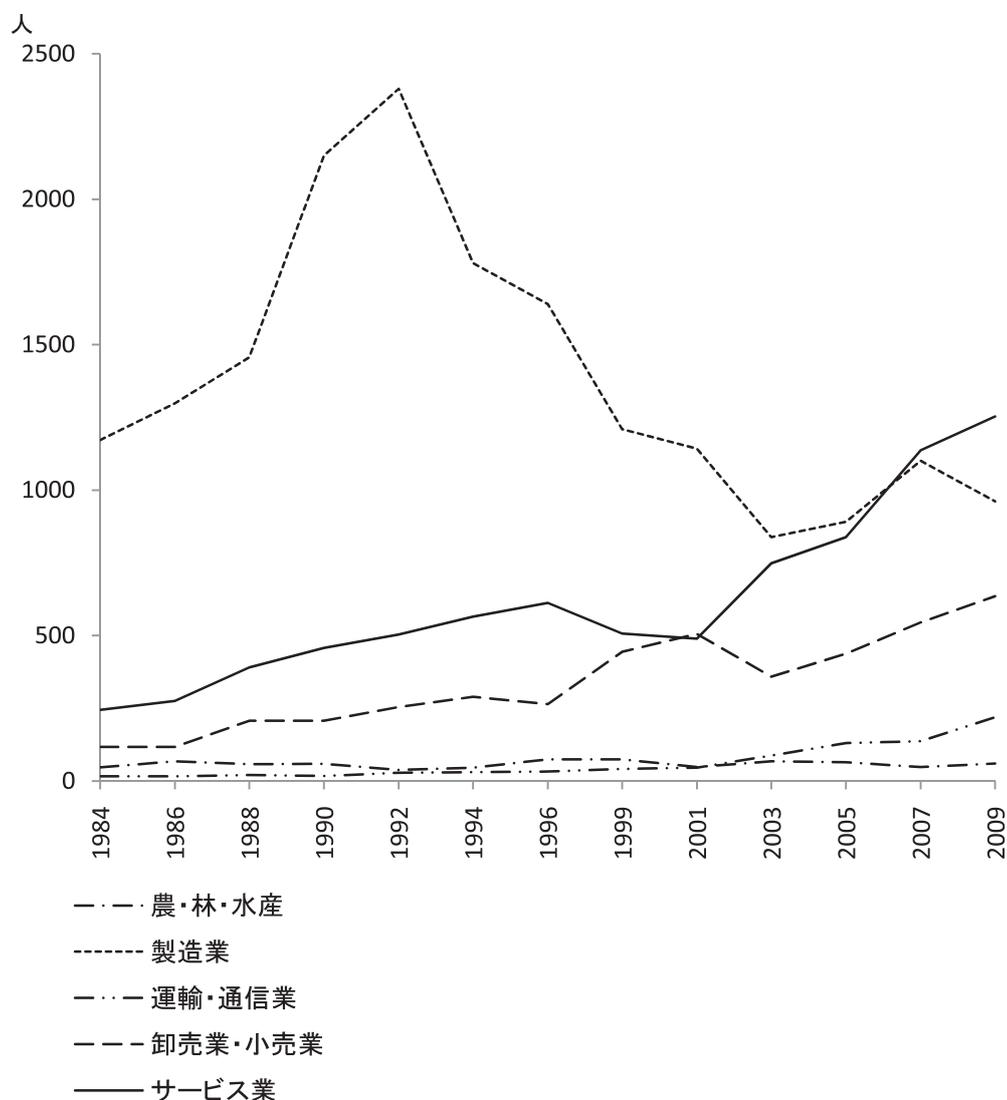
図5 主な産業別就業者数の推移



※1 厚生労働省『平成18年版 労働経済の分析』より筆者が作成した。

※2 グラフが2002年までとしているのは、2003年以降は日本標準産業分類改定により統計項目が変更されたため、養護学校卒後の産業別就職先と比較可能な2002年までに限定したからである。

図6 養護学校卒後の産業別就職先



※1 出典は図4と同じ。

産業別の就業者数の中心は、1994年を境に製造業からサービス業へと転換をしている。製造業の就業者数は1992年頃をピークに上昇し、その後落ち込んでいる。反対に、サービス業の就業者数の伸びはめざましく、1994年には製造業を上回るに至っている。

その一方で、産業別の養護学校卒後の就職者数の推移を見ると、1990年代までは製造業が中心であり、特に1992年では全就職者の69.9%を占め、圧倒的に多かった。ところが、製造業への就職率は急激に落ち込み、2003年には全体の37.8%まで落ち込み、その後再び上昇するものの、2007年にはサービス業が上回ってきている。また、同じく卸売業・小売業も増加をしてきている。

産業別の雇用者数と、産業別の養護学校卒後の就職者数と比較をすると、次の2点が指摘できる。

第一に、養護学校卒後の就職者で圧倒的に高かった製造業は、製造業全体の就業者数が落ち込む時を起点に減少し、製造業全体の影響を顕著に受けてきたことがいえる。

第二に、サービス業全体としては、めざましく増加を続け、1994年からはトップになっていたが、養護学校卒後の就職者では、増加を続けていたものの、製造業の割合は依然として高く、サービス業が追い越すのは2007年以降である。しかし、ここでもサービス業全体の伸びに即応する形で養護学校卒後のサービス業への就職者数も増加していった様が看取できる。今後、養護学校卒後のサービス業への就職者は、より一層の増加が予測される。

このように、産業別の養護学校卒後の就職者数は、産業別就業者の推移で示されている製造業の落ち込みやサービス業の上昇の動きと相関関係にあり、明らかに産業構造の変化に影響を受けながら、養護学校卒後の就労先としてはより多くの雇用があるサービス業へとシフトしてきていることが指摘できる。

養護学校卒後の就労も、産業構造の中で規定されるものであり、産業構造の動向によって影響を受けている状況がうかがえる。変化する産業構造の中で障害者にどのような雇用の枠を提供していくかが社会政策のなかで問われるとともに、養護学校高等学部の職業教育では、今後より多くの雇用が見込まれるサービス業に着目したアプローチにより、職業的自立の可能性を拡げることが見込まれる。

### 第3節 社会福祉サービスの役割の拡大

就労が困難な者にとって、その受け皿として重要になるのが社会福祉サービスである。ここでは、盲・聾・養護学校卒後を社会福祉サービスとの関連から検討するため、社会福祉施設等入所、通所率および進路未定率を中心に取り上げ、分析を行う。

#### (1) 社会福祉施設等入所、通所率の上昇

すでに見たように、高等学校では、1990年代の特徴として就職率が減少するとともに大学進学率が上昇し、就職者が進学者へと切り替わってきた。盲・聾・養護学校でも同様に就職率が減少してきたが、進学率は上昇せず、かわりに社会福祉施設等入所、通所率が上昇してきた。とりわけ、2008年にその傾向は顕著であった(図2-1)。社会福祉施設等入所、通所の内訳は、「児童福祉施設」、「更生施設」、「授産施設」、「医療機関」の分類で整理されており、それぞれの数値は表2の通りとなっている<sup>10)</sup>。また、図7では社会福祉施設等入所、通所の内訳の推移を示しておく。

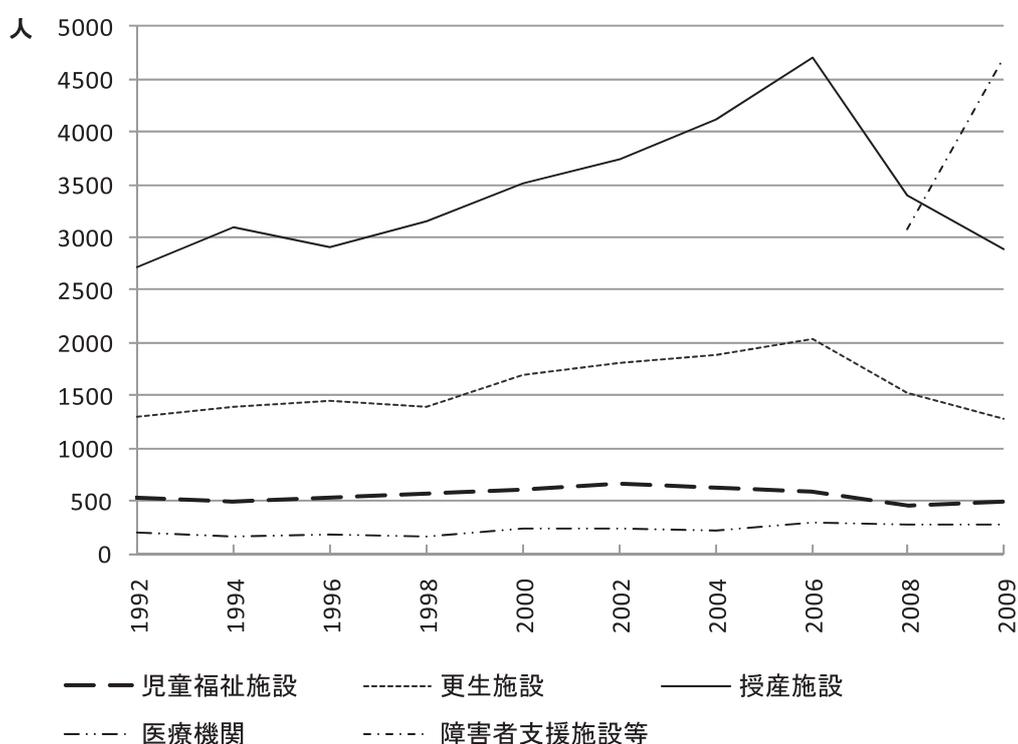
表2 2008年における盲・聾・養護学校卒後の社会福祉施設等入所・通所者の内訳

児童福祉施設	障害支援施設等	更生施設	授産施設	医療機関	計
480人	3,185人	1,608人	3,558人	279人	9,110人
5.2%	35.0%	17.7%	39.1%	3.1%	100%

※1 出典は表1と同じ。

※2 各統計項目が指すより具体的な施設種別については、注8を参照されたい。

図7 社会福祉施設等入所、通所者の内訳の推移（隔年）



※1 文部科学省『学校基本調査報告書』（平成4～21年）より筆者が作成した。

社会福祉施設等入所、通所の推移では、とりわけ授産施設が中心的な受け皿として担ってきたことがわかる。児童福祉施設および医療機関の割合は、全体からみればわずかである。

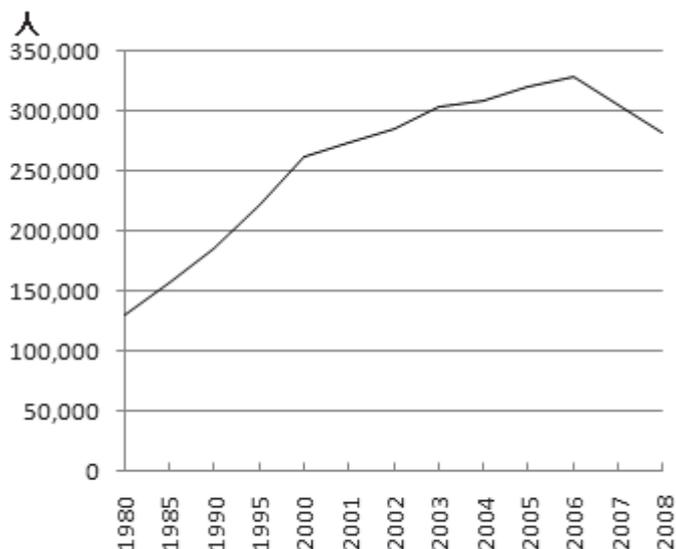
このように、明らかに『学校基本調査報告書』からは社会福祉施設等入所、通所者が増えてきたことが理解できるが、一方で社会福祉はどのような動きにあったのだろうか。

1990年前後から、社会福祉は高齢社会を目の前にして、介護福祉士の国家資格の創設や福祉関係8法改正、1989年の消費税導入とセットで打ち出されたゴールドプラン、新ゴールドプラン、そして介護保険法の制定など、高齢者介護の分野を中心にしてめまぐるしく整備が進められていった。障害者福祉では、このような高齢者福祉の動きに影響を受ける形で、障害者プランの策定など一定の展開を見せ、障害者福祉施設数も増加してきた<sup>11)</sup>。2003年にな

ると支援費制度の導入にともない、より一層の拡大を見せてきたといえる。

図8は、障害者関係施設定員数の推移を示している。このグラフで示されているように、障害者関係施設定員数は障害者自立支援法が施行される2006年までめざましく増加を続けてきた。盲・聾・養護学校卒後の社会福祉施設等入所、通所率は、1983年の20.1%（1,261人）

図8 障害者関係施設定員数の推移



※1 厚生労働省大臣官房統計情報部『社会福祉施設等調査報告』（平成5～20年）より筆者が作成した。

に比べ2009年では64.4%（9,639人）と3倍以上になり、実数では7倍近く増加した。それと同調するように、障害者関係施設定員数も、1980年では130,339人であったものが、2006年では328,520人であり、およそ3倍に増加してきた。

先に見たとおり、社会福祉施設等入所、通所の内訳では授産施設の割合が高かった。そこで、知的障害者授産施設定員数の伸びに注目すると、1980年では10,715人、1990年では26,068人、2000年では48,447人、2003年では63,713人になっており、障害者関係施設のなかでもとりわけ増加幅が大きい。この傾向は、身体障害者授産施設でも共通している。

盲・聾・養護学校卒後の社会福祉施設等入所、通所率の上昇は、このような、授産施設などをはじめとした急激な施設整備によって実現していったことが指摘できる。

なお、1979年の養護学校義務化以降、盲・聾・養護学校入学児の障害の重度化がよく指摘されている。その実数の把握は統計が存在しないので明らかにできないが、障害の重度化は就職率を低下させることは必然である。このような重度障害児の卒後の受け皿として、社会福祉施設等入所、通所は機能していったことも考えられるだろう。

社会福祉施設等入所、通所率の増加は、それだけ盲・聾・養護学校卒後が、社会福祉サービスへの依存を高めていることを意味する。従来の卒後は就職が主であったが、現在は社会福祉施設等入所、通所が主へと移行してきている。盲・聾・養護学校に求められる教育実践も、単なる職業教育だけでなく、社会福祉サービスを利用しつつ、どのように自立を図っていくのが新たな課題に挙げられるものと思われる。

## (2) 進路未定率の改善と社会福祉サービスの役割

2009年現在で、卒後が決まっていない盲・聾・養護学校の進路未定率は5.7%である。進路未定率は、自立にとってより多くの支援が必要となる障害児にとって看過できない項目といえる。なぜなら、進路未定者は社会福祉サービスからの支援も途絶え、日中活動の場が確保されず、生活がもっぱら在宅だけで終始する状況が伺え、孤立を招く要因にもなるばかりか、障害児にとって日中必要となる介護が、まるごと家族介護に委ねられてしまい、家族の生活問題の要因にもつながってしまうからである。

盲・聾・養護学校卒後の進路未定率は、1990年代に10～12%を維持していたが、2007～2009年にかけて12.3%から6.2%まで急激に半減している。これは、進路未定率が社会福祉施設等入所、通所率に吸収されていったことを先に述べたが、それ以上の実態については統計が取られていないため不明である。

やや古いデータになるが、1994年実施の沖縄大学による調査によれば、障害が重度になればなるほど受け皿が少ないことが報告されている。卒後について調査対象とした障害児19名のなかで、比較的軽度な障害児2名は通所授産施設および作業所に通っていたが、全介助を必要とする残りの重度障害児17名は在宅であった。障害の程度によって授産施設に入所できるかが決まり、より重度な障害児は受け皿となる社会福祉施設がないという状況であった。その結果、家族に介護負担が全面的にのしかかっており、その場合、制度外での対応を親どうしの相互扶助によって対応を迫られている実態にあり、「ともかく週1～2日でもデイサービスを」という切実な声が挙げられていた<sup>12)</sup>。

また、障害児の進路選択は、障害の軽度・中度・重度といった障害の程度によって進路は就労、施設、在宅に規定され、進路選択の余地は限られてしまうとの指摘がある<sup>13)</sup>。確かに、現状として障害が重複したり医療が必要になる重度障害児の場合、日中活動の場として受け皿となる社会福祉施設は非常に限られてしまう。これらのことを踏まえると、進路未定者のなかには、社会福祉サービスを受けたいものの、その条件が整備されていないためにやむなく在宅になっている状況が考えられる。

家族介護者の介護負担に目を向けると、養護学校通学児童であっても、74.3%が腰痛経験を持ち、介護のため睡眠時間が短縮され、78%が睡眠不足を自覚し、疲労回復が阻害された結果、70.5%が疲労を感じており、介護者の療養さえも介護によって制限されている実態が報告されている<sup>14)</sup>。障害児の卒後が在宅となると、この上に日中の介護負担が一気に被さるため、家族にかかる負担は大きくならざるを得ない。それだけではない。共働きが求められる今日において、介護のために就労の中断を余儀なくされると、世帯所得が大きく減少し、生活問題はより一層深刻化する。たとえば、知的障害者のいる家族では、母親が介護の専従者としての役割を余儀なくされ、シングルインカムになる構造が存在し、それが貧困に陥る要因の一つとなっている実態が明らかにされている<sup>15)</sup>。

このような視点から進路未定率を見ると、2007～2009年にかけての大幅な減少は改善と

見ることができる。この減少は、何が要因だろうか。すでに見たように、障害者関係施設定員数は減少に転じており、施設整備が進路未定率を押し下げたとは考えにくい。より時期的な部分に焦点を当てると、2006年より施行した障害者自立支援法の影響が挙げられる。一般に障害者自立支援法の施行は、サービスの利用抑制につながったといわれているが、盲・聾・養護学校卒後の障害児に対しては利用促進に作用した可能性がある。他方では、無認可小規模作業所が、障害者自立支援法によって地域活動支援センターへと位置付けられ、新たに統計数値に反映されていったことも考えられる。

おわりに

以上、盲・聾・養護学校卒後の動向やその要因について述べてきた。これらを踏まえながら、今後障害児の職業的自立にとって求められる課題について3点指摘したい。

第一に、雇用に結びつけるための進学機会の均等化である。高等学校では大学等への進学率が上昇してきているが、盲・聾・養護学校ではその動きからすっかり取り残されてしまっている。このことは、盲・聾・養護学校卒業児にとってハンディを生み出す要因にもなりかねない。就労機会の平等化を目指すのであれば、特別支援学校からの大学や短大、専門学校への進学保障、つまり高等教育機会の平等化を進めていくべきである。大学等による受け入れを進めるためには、バリアフリー化のための設備投資が必要になり、それを公的に保障していく手だてが求められる。

第二に、産業構造の変化に即応した職業教育の検討である。就職率の向上を目指す場合、就業者数は製造業が落ち込み、サービス業が増大するなかで、職業教育もこのような産業構造の変化にあわせていく必要がある。今後さらに増大していくことが予測されるサービス業に着目したアプローチが求められる。

第三に、社会福祉サービスの利用を想定した長いスパンでの教育・支援体制の確立である。職業的自立を指向するのであれば、社会福祉施設の利用が、そのまま労働市場からの分離になってはならない。障害者雇用促進法との関係を強化しつつ、社会福祉施設入所から可能な範囲内で労働市場へと結びつきを強めていくための取り組みが重要となる。たとえば、教育実践で培われてきた内容を、卒後とともに途絶えさせるのではなく、卒後にまたがって活かせるような対応が求められる。そのため、盲・聾・養護学校の職業教育と社会福祉施設による就労支援とを結びつけ、教育段階での実践を白紙にしない手だてを考える必要がある。具体的な手立てとしては、盲・聾・養護学校で取り入れられつつある IEP を社会福祉現場が受け継ぐ方法が考えられる<sup>16)</sup>。

本論では、『学校基本調査報告書』を資料として分析を行ったため、『学校基本調査報告書』で取り上げられていない無認可小規模作業所については考察を深めることが出来なかった。しかし、実態としては盲・聾・養護学校卒後の受け皿として無認可小規模作業所の役割は大

きいことは容易に想像が付くことである。無認可小規模作業所の実態から卒後の分析を行うことは今後の課題としたい。

また、本論では障害児の職業的自立に着目し、その視点から課題を検討してきたが、障害児の職業的自立のみに着目した分析には限界がある。

これまでの障害者の処遇史を振り返ると、戦前に障害者は富国強兵政策にとって「無用な存在」として位置づけられ、教育政策においても「就学義務の猶予・免除規定」の対象として教育からの排除対象として位置づけられていた<sup>17)</sup>。社会福祉がこのような歴史と切り結び、障害の発見が社会からの排除の論理ではなく、社会的な支援を受けられる論理へとつながるような仕組みが検討されなければならない。戦後障害者福祉の対象が職業的自立が可能な障害者だけに限定され、一方で重度障害者に対する手だてが大きく立ち後れてきた歴史性を踏まえるならば、職業的自立だけに終始した議論は重度障害者の切り捨てといった危険性が伴う。とりわけ、重度障害児にとっては、職業的自立を指向するよりも、より現実には自己実現といった幅のある視野から課題を検討すべきようにも思われる。したがって、卒後をめぐるではより多角的な視点からの分析も望まれるべきであり、本研究もその一端としての位置づけに過ぎないことを確認しておきたい。

#### 注

- 1) 自立概念については、慎英弘『盲ろう者の自立と社会参加』新幹社、2005年、11～63頁を参照されたい。なお、障害児教育における自立は、八幡ゆかりが指摘するように、職業的自立を中心に考えられてきたといえる（八幡ゆかり「障害者への教育と福祉の処遇史研究—その3. 職業教育にみられる『自立』観の変遷—」、『鳴門教育大学研究紀要（教育科学編）』第16巻、2001年）。また、太田こずえによれば、高等部では一層職業的自立が重視され、職業教育を標榜してきた割には必ずしも就労による経済的自立に結びつけることができているとの指摘がなされている（太田こずえ「障害のある若者の『自立』に関する考察」、北海道大学大学院教育学研究科・教育福祉論分野『教育福祉研究』第11号、2005年）。なお、近年特殊教育から個に応じた教育を強調する特別支援教育へと教育政策が転換してきたなかで、自立概念も変化を見せている。特別支援教育では、「学習指導要領」において自立を「幼児児童生徒がそれぞれの障害の状態や発達段階等に応じて、主体的に自己の力を可能な限り発揮し、よりよく生きていこうとすることを意味している」と述べ、広がりを持った概念として使われている。
- 2) 社会福祉領域で就労といった場合、一般就労と福祉的就労があるが、教育領域では就労といった場合、社会福祉領域でいう一般就労を意味する。以下、本論で就労の用語を用いるときは、一般就労を指している。
- 3) 特別支援学校の卒後については、個別の実践的な課題を取り扱った研究は数多く見受けられるが、特別支援学校の卒後について、マクロな視点から進路がどのように規定され、歴史的に社会福祉がどのように機能し、役割を果たしてきたかの分析を行った研究は、管見の限り見当たらない。教育と福祉の制度的な問題を取り扱った論議としては、かつて戦中に留岡清男が文部政策と児童政策を分析し、それぞれ文政型と恤救型として批判的に分析し、類型化した研究までさかのぼることがで

きる（留岡清男「児童保護に於ける文政型と恤救型—第八回社会事業大会を顧みて」、岩波書店『教育』3（12）、1935年および留岡清男「児童観と生活教育（一）」、岩波書店『教育』8（1）、1940年）。現代的な研究としては、小川利夫による教育福祉論が有名である（小川利夫・永井憲一・平原春好『教育と福祉の権利』勁草書房、1972年や小川利夫・土井洋一編著『教育と福祉の理論』一粒社、1978年、小川利夫『教育福祉の基本問題』勁草書房、1985年等）。これら研究では、教育と福祉の間には厳然とした谷間の問題が存在し、文部行政と厚生行政のいわゆる縦割り関係のなか、なかなか解決が図られてこなかったことなどが指摘されてきた。

- 4) ここで用いている就職の用語は、表1の注3で示したとおりである。以下、統計上の用語として就職を用いることがあるが、意味は就労と同じである。
- 5) 文部科学省『平成21年度 学校基本調査報告』を参照した。
- 6) 同上。
- 7) 社会福祉施設等入所、通所とは、児童福祉施設、障害者支援施設、更生施設、授産施設、医療機関への入所を意味する。詳しくは、注8を参照されたい。
- 8) 社会福祉施設等入所、通所の統計の採り方は、主に1991年と2006年に変化している。以下に主要な年度分を取り出して、各年度における社会福祉施設等入所、通所概念についての説明を『学校基本調査報告書』から引用しておく。

1990年…「児童福祉施設（助産施設、乳児院、母子寮、保育所、児童厚生施設及び養護施設を除く。）、重度精神薄弱者収容棟、国立コロニーのぞみの園、身体障害者療護施設、重度身体障害者更生援護施設、重度身体障害者授産施設、国立病院、国立療養所、病院、診療所（6ヵ月未満の短期療養を目的とする者を除く。）」（文部省『平成2年度 学校基本調査報告書』、760頁）。

2005年…「『児童福祉施設』児童福祉法による児童福祉施設（助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童自立支援施設、児童厚生施設及び児童養護施設を除く。）『更生施設』身体障害者福祉法による身体障害者更生援護施設のうち、身体障害者の更生に必要な治療、指導、技能及び訓練を行う施設及び知的障害者福祉法による更生施設等（例：肢体不自由者更生施設、視覚障害者更生施設、聴覚・言語障害者更生施設、身体障害者療護施設、重度身体障害者更生援護施設、知的障害者更生施設、重度知的障害者収容棟、国立コロニーのぞみの園等）『授産施設』身体障害者福祉法、知的障害者福祉法等による施設のうち、必要な訓練を行い、かつ、職業を与えて自活させる施設。なお、福祉工場、小規模作業所等に通っている者も含める。（例：身体障害者授産施設、重度身体障害者授産施設、身体障害者福祉工場、知的障害者授産施設、知的障害者福祉工場等）『医療機関』国立病院、国立療養所、診療所等に入院している者（ただし、6ヶ月未満の短期療養を目的とする者を除く。）」（文部科学省『平成17年度 学校基本調査報告書』、1019頁）

2009年…「『児童福祉施設』児童福祉法による児童福祉施設（助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童厚生施設、児童養護施設及び児童家庭支援センターを除きます。）『障害者支援施設』障害者自立支援法による『障害福祉サービス』を提供している施設。また、従来の『更生施設』、『授産施設』から、当該サービスを提供する施設へ変更された施設。なお、在宅で障害福祉サービスを利用している者については計上しません。『更生施設』旧身体障害者福祉法による身体障害者更生援護施設のうち、身体障害者の更生に必要な治療、指導、技能及び訓練を行う施設及び旧知的障害者福祉法による更生施設等（例：肢体不自由者更生施設、視覚障害者更生施設、聴覚・言語障害者更生施設、身体障害者療護施設、重度身体障害者更生援護施設、知的障害者更生施設、重度知的障害者収容棟等）で、経過措置により障害者自立支援

法のサービス体系に移行していない施設等。『授産施設』旧身体障害者福祉法、旧知的障害者福祉法等による施設のうち、必要な訓練を行い、かつ、職業を与えて自活させる施設で、経過措置により障害者自立支援法のサービス体系に移行していない施設等。なお、福祉工場、小規模作業所等に通っている者も含めます。(例：身体障害者授産施設、重度身体障害者授産施設、身体障害者福祉工場、知的障害者授産施設、知的障害者福祉工場等)『医療機関』国立病院、国立療養所、診療所等に入院している者(ただし、6ヶ月未満の短期療養を目的とする者を除きます。)(文部科学省『平成21年度 学校基本調査報告書』、972頁)

- 9) なお、全卒業者数の圧倒的大多数を占める養護学校の卒後の傾向は、盲・聾・養護学校全体に強く影響を与える。盲・聾・養護学校卒後の推移と養護学校の卒後の推移とほぼ同様な傾向を示しているのは、そのためである。
- 10) より具体的な社会福祉サービスによる受け皿としては、民間の作業所が担ってきたことが指摘されている。障全協『月刊障害者問題情報』128、1993年。浅野喜佐央「障害児学校卒業生の進路実態」『賃金と社会保障』1082、1992年5月を参照されたい。
- 11) 1990年代の障害者福祉施策の展開については、滝村雅人『対象論視点による障害者福祉制度』さんえい出版、2003年、97～137頁を参照されたい。
- 12) 沖縄大学地域研究所障害者問題研究会「重度・重複障害者卒後実態調査—過去5年間の鏡が丘養護学校の卒業生の卒業後の生活実態—」『沖縄大学地域研究所年報』6、1995年3月。
- 13) 日裏史子「障害児・者の進路選択に関する考察」北海道大学教育学部教育計画研究室『教育福祉研究』創刊号、1991年3月。
- 14) 峠田和史、松村大治他「養護学校通学児童の在宅介護の実態と介護者の健康状態」『日本公衛誌』第44巻第10号、1997年10月。
- 15) 田中智子「知的障害者のいる家族の貧困とその構造的把握」『障害者問題研究』第37号第4号、2010年2月を参照されたい。
- 16) IEP (Individualized Education Program) とは、アメリカで「全障害児教育法」を発端として普及してきた個別的な教育方法のための計画書である。日本でも、「個別の教育支援計画」および「個別の移行支援計画」として特別支援教育のスタートに伴い作成が義務づけられている。特別支援学校の各教育過程で、障害児に合った教育方法が練り上げられ、必要な配慮や支援を書き込み、障害児の個別的な教育を行うためのものとして採用されている。「特別な移行支援計画」では、教育段階から卒後をつなぐものとして導入されている。社会福祉施設入所・通所を想定した「特別な移行支援計画」を、社会福祉現場で用いられている支援計画と有機的につなぎ合わせる取り組みが、教育と社会福祉に切り分けられた制度的な壁の除去に貢献すると思われる。IEPについては清水貞夫監修、三浦光哉編、宮城教育大学附属養護学校 ITP 研究会著『新・個別の指導計画と個別アプローチプラン—日本型 IEP の実現を目指して—』学苑社、2000年を参照されたい。
- 17) 詳しくは、拙稿「戦争と障害者問題—徴兵制における兵役免除対象と障害者—」『四天王寺大学大学院研究論集』第2号、2008年3月および河添邦俊・清水寛・藤本文朗『この子らの生命輝く日』新日本出版社、1974年を参照されたい。